

第1章 総則

第1節 計画の策定

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定（原子力災害対策については、これに加えて原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）を含める。）に基づき、越前町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する諸事項を定め、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関が、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。

構成	内容
第1編 総則	町及び関係機関が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
第2編 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるための諸施設の整備や、災害が発生した場合の応急対策を迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、震災、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。
第3編 一般災害対策計画	風水害、雪害、大規模事故等における応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策について定める。
第4編 震災対策計画	地震・津波発生直後の町及び関係機関が行うべき応急対策、人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、町及び関係機関が行うべき応急対策について定める。
第5編 原子力災害対策計画	原子力事業者の原子炉（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）事業所外運搬（以下原子力災害対策計画において「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、関係機関がとるべき措置を定める。
第6編 災害復旧・復興計画	町民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等について定める。
資料編	上記各計画に関連する資料

第3 計画の性格

この計画は、町域に係る災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福井県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

町等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

第4 計画の周知徹底

この計画は、関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認めるものについては、町民に対して周知徹底を図る。また、各関係機関は、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期する。

第5 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、災害による人的な被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う町民運動の展開に努める。また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者、乳幼児等の参画拡大など男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症が発生し、拡大している状況を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての県民が災害から自らの命を守るためには、町民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組む。

第6 計画の修正

この計画は恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、福井県地域防災計画の修正が行われた場合など、必要があると認めるときは越前町防災会議においてこれを修正する。

なお、原子力災害対策計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第2節 越前町の概況

第1 位置及び地勢

越前町は、平成17年2月に朝日町、宮崎村、越前町及び織田町の4町村が合併して誕生した町で、福井県嶺北地方の西端に位置する。

町の大きさは、東西約17.9km、南北約17.3km、面積153.15km²で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北は福井市とそれぞれ接している。

町の大部分は越前岬を抱える丹生山地に属し、500m級の山々が海岸線付近まで迫ることから、越前岬を中心とした風光明媚な海岸線は昭和43年に越前加賀海岸国定公園に指定されている。また、町の東側は武生盆地の西縁に位置するものの、その面積は狭く、その他の平坦地も海岸線に沿って点在する海岸段丘や、主に天王川の流域に分布する河岸段丘のみであり、町域の大部分は山地で占められる。

第2 自然条件

1 気象

町の気候は北陸地方特有の日本海型気候で、多雨多湿地帯に属しているが、海岸、平野、山地などの地形的な影響を受け、地域によって気象状況が複雑に変化する特性があり、次のように概説される。

(1) 気温

本町における年間平均気温は14℃前後を示すが、町の西方に位置する沿岸部は、対馬海流が北上してくる地理的な条件下にあるため、冬期は他の地域より特に温暖で、月平均気温の最低値が5℃を下回ることがない。しかしながら、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、気温の年較差が大きく内陸型の気温変化を示す。

(2) 降水量

町の平均的な年間降水量は2,100mm前後であるが、丹生山地など起伏に富む地形を擁するため、地域の降水量が多くなる傾向を示す。逆に、対馬海流が北上する沿岸部は、福井県下でも最も降水量が少なく、年間降水量は1,500mm前後である。

なお、降水量を季節的にみると、12月から翌年1月にかけての降水量が多く、4月及び8月の降水量が少なくなる特徴を持つ。

(3) 降雪の深さ

町域の降雪の深さは地域的な違いが大きく、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、1月～2月の積雪が40cm以上に達することが多いが、沿岸部は冬期が温暖な気候にあることから、最深でも10cm程度の積雪に留まり、福井県下でも積雪の少ない地域となっている。

[気温、降水量、積雪量]

主な観測データ（福井地方气象台）								
項目	平成30年～令和4年 平均							
	月別平均気温（℃）		月別平均降水量（mm）			最深積雪量		
観測地点	福井	越廼	福井	越廼	武生	福井	越廼	武生
1月	3.4	5.8	286.9	209.6	249.0	45.8	0.0	31.2
2月	4.2	6.1	177.5	125.5	174.1	42.4	0.0	36.8
3月	8.8	9.8	152.1	151.7	150.7	9.2	0.0	10.8
4月	13.0	13.2	157.4	170.0	166.2			
5月	18.6	18.4	163.1	151.2	151.8			
6月	23.0	22.3	162.7	167.4	156.1			
7月	26.6	26.1	301.8	275.3	240.5			
8月	28.1	27.7	246.2	183.4	235.0			
9月	24.0	23.9	233.7	250.5	213.2			
10月	17.5	18.5	133.8	139.8	128.6			
11月	12.2	14.0	131.1	126.5	119.2			
12月	6.3	8.6	321.7	211.6	306.5	16.4	0.0	14.4
平均・年間	15.5	16.2	2,468.0	2,162.5	2,290.9			

○月間降水量の最小値

福井	令和元年9月	62.0 mm
越廼	令和2年5月	56.0 mm
武生	令和2年8月	48.0 mm

○月間降水量の最大値

福井	平成30年9月	509.5 mm
越廼	平成30年9月	523.5 mm
武生	平成30年9月	484.0 mm

○最深積雪量の最大値

福井	平成30年2月	147.0 cm
武生	平成30年2月	130.0 cm

2 地形・地質の概要

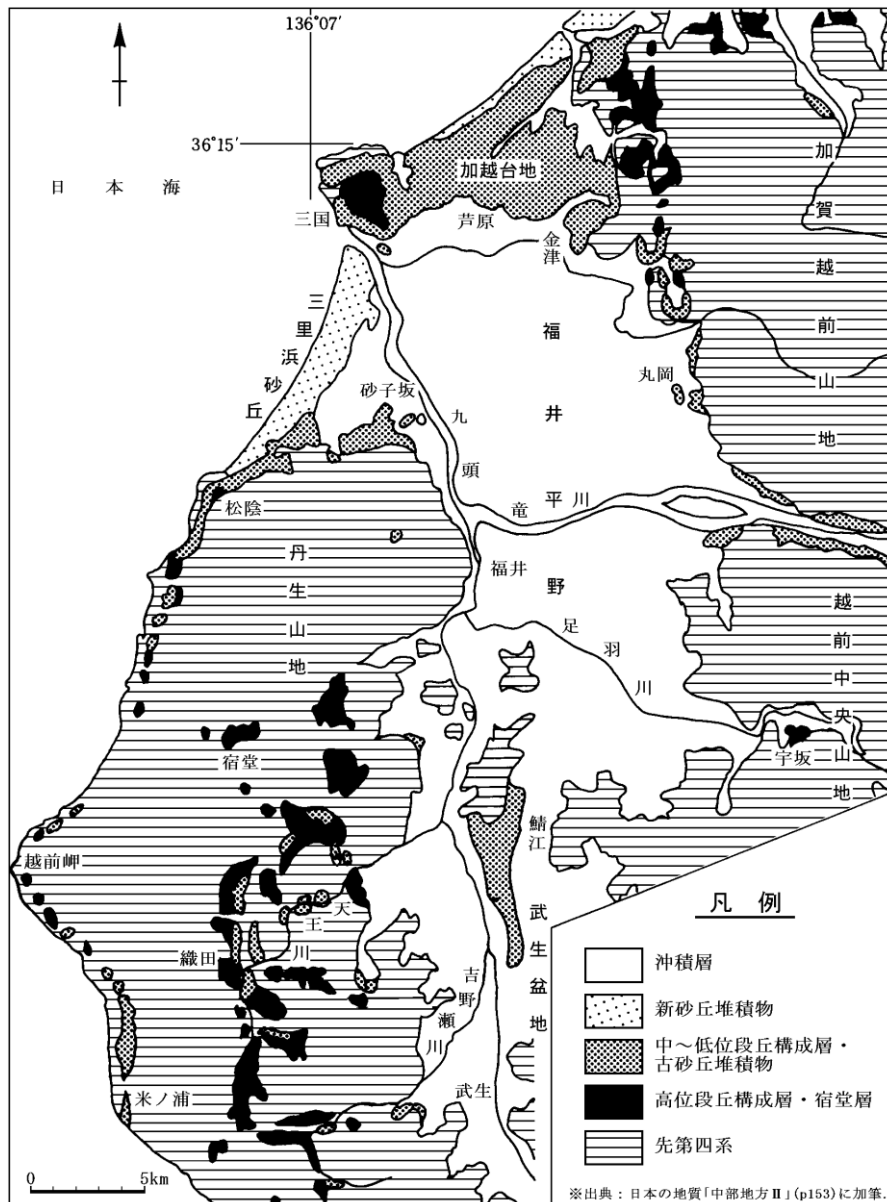
町域の地形は、武生盆地の西縁に位置する低地と、その西側に広がる丹生山地に大別される。このうち、町の位置する丹生山地の中部地域には、武生盆地へ流れ出る天王川流域に高位・中位・低位に区分される段丘面が分布する。また、海岸沿いの標高 30～60m と 80～120m の位置には海成段丘として区分される平坦地が点在する。

丹生山地は起伏量 200～400m の小起伏山地を形成しており、町の北部には金比羅山 (347.4m) や六所山 (698.3m) が連なる。また、西部～南部にかけて城山 (513.0m) や若須岳 (564.1m) がそびえ、海岸部を除くと、山地の西側ほど標高が高くなる特徴を持つ。

一方、町域を構成する地質は、山地においては安山岩や流紋岩を主体とした火山岩類やこれを貫く花崗岩類、あるいは凝灰岩などが分布する。また、山間の平坦地を形成する段丘は未固結の砂礫層を主体とし、山地を形成する基盤岩類を覆って分布する。

なお、町の東縁に広がる低地は武生盆地に属し、三角州性の砂・泥から構成される最も新しい地層である。

[地質分布]



第3 社会条件

1 人口及び世帯数

本町の令和2年10月1日現在（国勢調査）の人口は20,118人で、世帯数は6,581世帯である。また、年齢別の人口構成は、65歳以上の高齢人口が35%以上を占める一方、0～14歳の幼少年齢人口は11%台に止まっており、少子高齢化が進行している。

2 社会経済的条件

町の主要道路としては、山間部に点在する平坦地を結ぶように国道365号及び417号や主要地方道 武生米ノ線が東西方向に通るほか、国道305号が海岸線に沿って南北方向に延び、武生盆地と越前海岸を結ぶ交通の要所となっている。

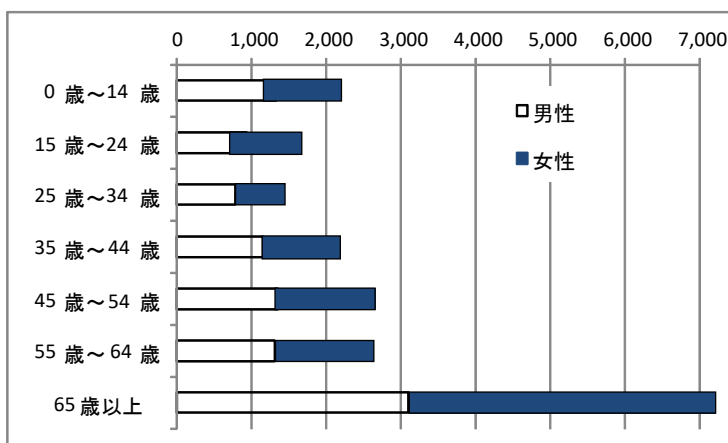
一方、町の産業別就業人口の割合は、農業や漁業を主体とする第一次産業の変化は小さいものの、近年は第二次産業が減少し、サービス業を含む第三次産業が増加する傾向にある。また、地域資源として越前岬などの恵まれた自然や文化財に恵まれることから、本町は県内でも有数の観光地となっており、令和2年の就業人口の57%以上は第三次産業に従事している。

[人口]

区分	世帯数 (世帯)	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	男性/女性 (%)	1世帯当 たり人員 (人)
平2.10.1 (国調)	6,223	25,448	12,249	13,199	92.8	4.1
平7.10.1 (国調)	6,379	25,158	12,060	13,098	92.1	3.9
平12.10.1 (国調)	6,619	25,017	11,973	13,044	91.8	3.8
平17.10.1 (国調)	6,670	23,995	11,447	12,548	91.2	3.5
平22.10.1 (国調)	6,728	23,160	11,036	12,124	91.0	3.4
平27.10.1 (国調)	6,560	21,538	10,333	11,205	92.2	3.3
令2.10.1 (国調)	6,581	20,118	9,725	10,393	93.6	3.1

[年齢階級別人口] (令和2年国勢調査)

区分	合計 (人)	男 (人)	女 (人)
0歳～14歳	2,327	1,175	1,152
15歳～24歳	1,635	838	797
25歳～34歳	1,562	841	721
35歳～44歳	2,145	1,117	1,028
45歳～54歳	2,548	1,288	1,260
55歳～64歳	2,705	1,313	1,392
65歳以上	7,196	3,153	4,043



第3節 災害の履歴

第1 風水害・土砂災害の履歴

町域で発生した風水害等の記録のうち、その被害状況が明らかな昭和以降の災害の履歴をみると、昭和51年10月に越前地域の沿岸を襲った高波被害、平成元年7月に落石がマイクロバスを直撃して15名が亡くなった災害等が大きな被害として挙げられる。また、最近の災害としては、平成10年9月に台風第7号による大規模な災害が発生し、平成29年10月の台風第21号では、本町が始まって以来初めとなる避難勧告を、平成30年10月の台風第21号では避難指示（緊急）を発令するなど、年々災害の規模が大きくなる傾向にある。

なお、過去に発生した災害の履歴をみると、町域では、山崩れ、落石及び高波による災害が越前地区で多発している傾向が見受けられるが、平成10年の台風第7号や平成30年7月豪雨のように、大雨によっても大規模な災害が発生することも読み取れる。

[風水害等の記録]

発生年月日	種類	主な被害状況
昭和5年（1930） 7月12日	山崩れ	旧）越前町[梅浦の山崩れ] 死者：9名、負傷者：2名 住家被害：7戸
昭和27年（1952） 6月23日	山崩れ	旧）越前町[米ノ山崩れ] 死者：9名、負傷者：2名
昭和51年（1976） 10月29日	高波	旧）越前町 家屋全壊：9戸、家屋半壊：57戸 その他建物：63戸、浸水：90戸 被害船舶：62隻
平成元年（1989） 7月16日	落石 (国道305号)	旧）越前町 死者：15名
平成2年（1990） 7月16日	高波	旧）越前町 負傷者：1名、被災家屋：17戸 漁船被害：32隻
平成10年（1998） 4月15日	崩壊災害	旧）越前町 全壊：1棟、半壊：2棟 一部損壊：6棟
平成10年（1998） 9月21～22日	台風第7号 (大雨)	旧）4町村の被害合計 死者：1名、負傷者：4名 住家全壊：7棟、住家半壊：12棟 一部損壊：41棟、非住家被害：28棟 床上浸水：153棟、床下浸水：216棟
平成16年（2004） 11月27日	高波	被災家屋：4戸、漁船被害：15隻
平成29年（2017） 10月23～24日	台風第21号 (大雨)	避難勧告発令 負傷者：1名 家屋半壊：1件、一部損壊9件
平成30年（2018） 7月5～7日	西日本豪雨 (大雨)	避難指示（緊急）発令 家屋一部損壊：4件、 床上浸水：3件、床下浸水：6件
令和3年（2021） 7月29日	大雨	避難指示発令 負傷者：1名 床上浸水：15件、床下浸水：41件
令和5年（2023） 7月13日	大雨	避難指示発令 床上浸水：3件、床下浸水：33件

第2 雪害の履歴

町域で発生した雪害の記録として、いわゆる 38 豪雪と 56 豪雪の記録が若干残されており（宮崎村史（上巻））、雪害としては、主として建物被害並びに林産被害（杉などの倒伏折損）が多数発生している。その後、町域では暖冬少雪傾向が続き、雪害は影を潜めていたが、平成 17 年 12 月から翌年 1 月は記録的な大雪に見舞われ、町域では建物被害が発生したほか、交通機関にも運休等の被害が生じた（越前町雪害対策本部設置：平成 17 年 12 月 22 日～平成 18 年 2 月 15 日）。また、平成 30 年 2 月には、平成 30 年豪雪に見舞われた（越前町雪害対策本部設置：平成 30 年 2 月 6 日～平成 30 年 2 月 26 日）。

[雪害の記録]

発生年月日	種類	気象概況	主な被害状況
昭和 38 年 (1963)	大雪 (38 豪雪)	織田観測所（県警） 最大積雪：340cm	建物被害、林産被害（詳細不明）
昭和 56 年 (1981)	大雪 (56 豪雪)	旧) 宮崎村役場 最大積雪：217cm	旧) 宮崎村 住家一部損壊：60 棟、非住家全壊 3 棟 非住家一部損壊：87 棟など
平成 18 年 (2006)	平成 18 年豪雪	織田分遣所（消防） 最大積雪：94cm 笈松観測点（役場） 最大積雪：168cm	越前町 負傷者：2 名 住家一部損壊：11 棟 非住家一部損壊：12 棟
平成 30 年 (2018)	平成 30 年豪雪	丹南土木（気比庄） 最大積雪：126cm 丹生分署（消防） 最大積雪：124cm	負傷者：3 名 非住家全壊：37 棟 非住家半壊：11 棟 非住家一部損壊：5 棟

第3 地震・津波災害の履歴

県内で発生した地震災害として、昭和 23 年の福井地震や昭和 36 年の北美濃地震が知られるが、町域にかかわる地震被害の記録に乏しく、その被害状況の詳細は明らかでない。

しかしながら、福井地震における家屋倒壊率をみると、町域では武生盆地の西縁に位置する平野部で家屋被害が発生しているが、丹生山地に位置する朝日、宮崎、越前及び織田の各地区では、地震・津波時の家屋被害は皆無となっている。

[越前町及び周辺地域の被害地震]

発生年月日	名称	マグニチュード	被害等の状況
昭和 23 年 (1948) 6 月 28 日	福井地震	7.1	[丹生郡] 死者：34 名、負傷者：31 名 全壊：15 棟、半壊：173 棟、焼失：2 棟
昭和 36 年 (1961) 8 月 19 日	北美濃地震	7.0	[福井県] 死者：1 名、重傷者：15 名、 家屋全壊：12 棟、家屋半壊：2 棟
昭和 38 年 (1963) 3 月 27 日	越前岬沖地震	6.9	若狭湾沖の地震。被害状況不詳。

[県内における津波記録]

発生年月日	地震の名称	マグニチュード	津波記録 (いずれも人的被害なし)
昭和39年(1964) 6月16日	新潟地震	7.7	三国0.36m、敦賀0.46m
昭和58年(1983) 5月26日	日本海中部地震	7.7	三国1.2m、高浜1.9m
平成5年(1993) 7月12日	北海道南西沖地震	7.8	福井港0.9m、敦賀港0.9m

[総戸数に対する家屋全壊率の分布(福井地震)]



第4 その他災害履歴

町域で発生したその他の災害として、死者等の人的被害や1,000m²以上の焼損面積を生じた火災を中心に整理した結果、火災以外に、越前地区では昭和26年梅浦で発生した機雷爆発や平成7年1月のナホトカ号重油流失事故（船長の死体が白浜地区に漂着）など、特異な災害に見舞われたことが伺える。

[その他災害の記録]

発生年月日	種 類	主な被害状況
昭和8年(1933) 12月20日	上山中火災	旧)織田町 焼失:12棟
昭和19年(1944) 6月21日	米ノ大火	旧)越前町米ノ 死者:2名、焼失:21戸
昭和23年(1948) 5月1日	農家火災	旧)朝日町[糸生村野田の大火] 焼損面積9,825坪(32,423m ²)、詳細不詳
昭和26年(1951) 2月5日	機雷爆発	旧)越前町梅浦 死者:1名、負傷者:8名
昭和36年(1961) 4月11日	林野火災	旧)越前町梅浦 焼損面積:9ha
昭和40年(1965) 4月17日	林野火災	旧)越前町宿 焼損面積:5ha
昭和42年(1967) 4月7日	林野火災	旧)越前町高佐 焼損面積:9ha
昭和50年(1975) 7月29日	工場火災	旧)朝日町下糸生 全焼:4棟(1,419m ²)
昭和52年(1977) 2月15日	工場火災	旧)宮崎村小曾原 全焼:1棟、部分焼:1棟(1,186m ²)
昭和60年(1985) 1月25日	工場火災	旧)宮崎村江波 全焼:2棟(1,118m ²)
平成5年(1993) 4月7日	住宅火災	旧)越前町道口 負傷者:1名、全焼:17棟、部分焼:10棟 (2,702m ²)
平成9年(1997) 1月13日~4月30日	重油流出	1月2日にロシア船籍タンカー「ナホトカ号」の船体が折損し、推定約6,240キログラムのC重油が流出。1月9日に越前岬に重油が漂着。 ※月日は旧)越前町災対本部設置期間を示す。
平成17年(2005) 11月9日	住宅火災	越前町城ヶ谷 全焼:9戸、部焼:3戸

第4節 災害の想定等

第1 地震災害の想定

福井県では、国が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度に改めて地震被害予測調査を実施した。

平成22・23年度の福井県の地震被害予測調査結果は、次のとおりである。

1 想定地震

(1) 想定断層

- ①福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）：嶺北地域に影響
- ②浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

(2) 震度分布

- ①福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布
- ②浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

2 被害の概要

想定地震それぞれにおける本町の被害予測結果は、次のとおりである。

項目		①福井平野東縁断層帯	②浦底－柳ヶ瀬山断層帯
震度		4～6強	5弱～6弱
建物被害 (棟)	全壊 ^{※1}	39 (0.3%)	107 (0.8%)
	半壊 ^{※1}	149 (1.1%)	1,219 (9.3%)
	火災・延焼 ^{※2}	0 (0.0%)	0 (0.0%)
人的被害 ^{※3} (人)	死者数	1 (0.0%)	7 (0.0%)
	負傷者数	18 (0.1%)	150 (0.6%)
	重症者数	2 (0.0%)	7 (0.0%)
	軽症者数	17 (0.1%)	144 (0.6%)
ライフ ライン 被害 ^{※4}	上水道断水世帯数(世帯)	734 (9.1%)	5,510 (68.6%)
	下水道被災人口(人)	656 (2.8%)	439 (1.8%)
	停電軒数(軒)	16 (0.2%)	160 (1.5%)
	電話不通回線数(軒)	1 (0.0%)	9 (0.1%)
	都市ガス(戸)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	LPGガス(件)	9 (0.2%)	2 (0.0%)
避難者数 ^{※5} (人)		762 (3.2%)	4,866 (20.5%)
	建物被害による	109 (0.5%)	1,198 (5.0%)
	断水による	653 (2.7%)	3,668 (15.4%)
震災廃棄物	重量(千トン)	6	66
	体積(千m ³)	8	108

※1：全壊、半壊は被害が最大となる「揺れ＋液状化」による建物被害の場合（積雪による影響は考慮せず。）

※2：火災は、被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合

※3：死者、負傷者数が最大となる「冬5時、風速10m/s」の場合を想定

※4：上水道断水世帯数、下水道被災人口ともにピーク時を想定、停電軒数は被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合、不通回線数は被害が最大となる「冬18時、風速10m/s」の場合

※5：避難者数は、建物被害による避難者数と断水による避難者数の合計、1日後をピーク時として算出

第2 津波災害の想定

津波発生時における被害の想定は、県による「福井県における津波シミュレーション結果について」（平成24年9月3日）に基づいて以下に概説する。

なお、この津波シミュレーションは、国が平成25年度から実施している海域の断層調査の結果がまだ示されておらず、詳細な地形データや過去の地震の活動履歴等が不明であり、地震の規模や発生確率についても明らかになっていないことから、国が調査結果を示すまでの間の措置として、県が独自に断層モデル等の条件設定を行い、実施したものである。福井県地域防災計画においては、国による断層調査の結果により、改めて津波シミュレーションを実施した上で修正するものとしている。本町においても、今後、県の修正にあわせ見直しを図るものとする。

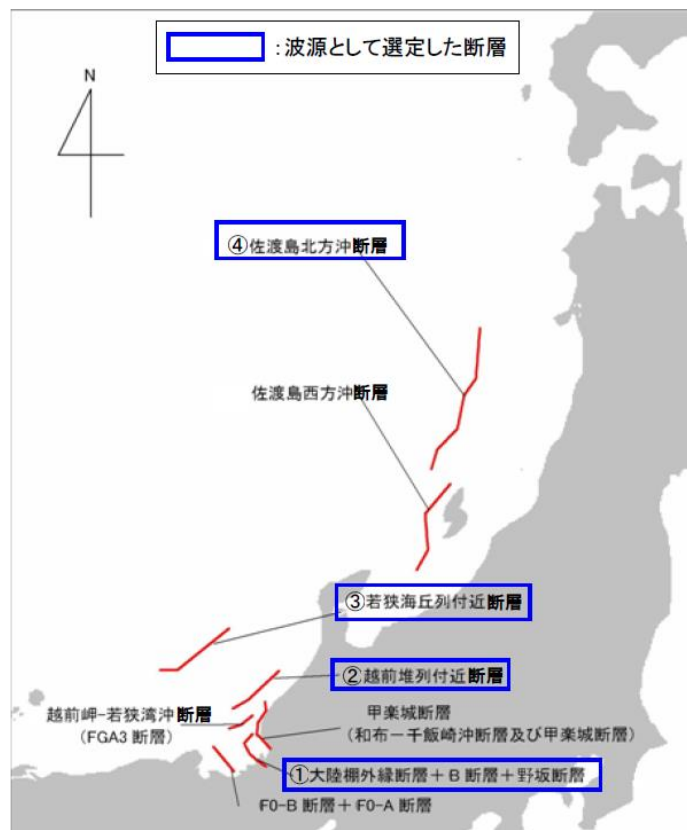
1 波源の選定

津波波源の検討に当たっては、福井県津波対策検討事業実施委員会において、国や研究者による活断層調査資料や最新の海底地質図を参考に幅広く検討対象として県への影響が予測される8つの津波波源候補を選定し、各波源について津波高のシミュレーションを実施している。また、県内沿岸における最大波高の分布状況から、影響が大きい波源を次の4つに絞り込んでいる。

なお、断層モデルについては、県が独自に設定したものとなっており、本来、地盤の厚さや傾斜角等は、各断層で個別に異なるが、日本海西部における断層の詳細は明らかになっていないため、今回のシミュレーションでは、「土木学会2002」の考え方にに基づき、全ての断層についてこれらのパラメータを一律と仮定して計算している。

[選定波源]

選定波源	マグニチュード Mw	地震により隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
① 大陸棚外縁+B+野坂断層	7.28	3.73m	長さ 49km 幅 17.32km
② 越前堆列付近断層	7.44	4.62m	長さ 65km 幅 17.32km
③ 若狭海丘列付近断層	7.63	6.43m	長さ 90km 幅 17.32km
④ 佐渡島北方沖断層	7.99	12.01m	長さ 167km 幅 17.32km



2 県による津波シミュレーションの結果

(1) 津波高

津波高は、越前堆列付近断層を波源とする津波が最も高く、津波高は 1.34m～5.51mと想定され、中でも梨子ヶ平付近が最も高くなる。また、若狭海丘列付近断層を波源とする津波でも、1.41m～4.38mが想定されている。

[各波源における想定津波高]

野坂、B及び大陸棚外縁断層	越前堆列付近断層	若狭海丘列付近断層	佐渡島北方沖断層
0.91～2.24	1.34～5.51 (梨子ヶ平付近)	1.41～4.38	1.11～2.95

(単位：m)

(2) 津波到達時間

津波到達時間は、野坂、B及び大陸棚外縁断層を波源とする津波が最も速く、第一波到達時間は2～6分、最大波高到達時間は5～31分程度と想定されている。次いで、越前堆列付近断層を波源とする津波の第一波が12分～17分、最大波高到達時間は12分～18分で到達することが想定されている。

なお、佐渡島北方沖断層を波源とする津波では、第一波が65分～88分（最大波高到達時間は98分～290分）で到達するなど、断層の位置により、本町への到達時間に差異があることに注意する必要がある。

[各波源における想定津波到達時間]

野坂、B及び大陸棚外縁断層		越前堆列付近断層		若狭海丘列付近断層		佐渡島北方沖断層	
第一波到達時間	最大波高到達時間	第一波到達時間	最大波高到達時間	第一波到達時間	最大波高到達時間	第一波到達時間	最大波高到達時間
2～6	5～31	12～17	12～18	23～29	25～31	65～88	98～290

(単位：分)

(3) 浸水深図（浸水域面積及び推定域内人口）等

県では、上記4つの波源から、次の方法で浸水深図等を作成している。

- ① 津波高及び浸水深は満潮時での計算（平常潮位+0.47m）。
- ② 4つの波源により、50mメッシュで津波高や津波到達時間を算出するとともに、本町に最も影響のある波源となる「越前堆列付近断層」及び「若狭海丘列付近断層」の2つを選定。
- ③ 浸水深図は、海岸保全施設がある場合とない場合の2つのパターンを考慮し、町が避難場所や避難経路などを記載したハザードマップを作成できるよう、それぞれ10mメッシュの浸水深図を作成。
- ④ 上記②で選定した2つの波源の浸水区域のメッシュを重ね合わせた最大浸水深図を作成。

浸水深図によれば、若狭海丘列付近断層を波源とする津波では、浸水域面積が49ha、推定域内人口は465人。越前堆列付近断層を波源とする津波では、浸水域面積が68ha、推定域内人口は614人と推定されている。

なお、最大浸水域の面積及び推定域内人口（両波源の浸水区域のメッシュを重ね合わせた最大浸水深図）においては、浸水域面積が71ha、推定域内人口は630人に及ぶ。

[浸水域面積及び推定域内人口]

海岸保全施設がない場合				最大浸水域の面積及び推定域内人口	
若狭海丘列付近断層		越前堆列付近断層			
浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)
49	465	68	614	71	630

第3 原子力災害の想定

原子力災害とは、原子力事業所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。

原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）においては、原子力事業所外における放射性物質又は放射線の放出が一定の水準を超えた場合には、原子力緊急事態（同法第2条第2号に規定する「原子力緊急事態」をいう。以下同じ。）に該当するものとされ、種々の緊急事態応急対策が講じられることとなる。

1 放射性物質又は放射線の放出形態及びそれによる被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、その要因である放射性物質又は放射線の放出の形態及び町民等の生命・身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

① 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の放射性希ガス、発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

② 核燃料施設で想定される放出形態

ア 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記①と同様にプルームとなって放出・拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

イ 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

(2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

① 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

② 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取や傷口から体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

2 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、次のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- (3) 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、町民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、町民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

3 放射線の防護措置の基本的考え方

原子力災害が発生した場合には、上記で述べた原子力災害の特殊性を踏まえた上で、町民等に対する放射線被ばくの防護措置を講じることが最も重要となる。基本的な考え方としては、国際放射線防護委員会（ICRP）※等の勧告、特にPublication 109、111やIAEAのGSR Part 7等の原則に則り、町民等の受ける被ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響を抑えることが必要である。

4 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

(1) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分

本町における、原子力防災資機材、環境モニタリング設備及び通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力事業者が、原災法第2条第4号の規定に基づく原子炉の運転等を行う工場又は事業所（以下「原子力事業所」という。）を対象に、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特長、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、次に示す基準に基づき地域の範囲を定める。

[原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ P A Z : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)
原子力事業所から概ね5kmの範囲○ U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone (緊急時防護措置を準備する区域)
原子力事業所から概ね30kmの範囲 |
|---|

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定

上記(1)で示した基準に基づく福井県における原子力事業所及び原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）は、次に示すとおりとなっており、本町は、日本原子力発電(株)の敦賀発電所2号機、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ、関西電力(株)の美浜発電所3号機のUPZ圏内に位置する。

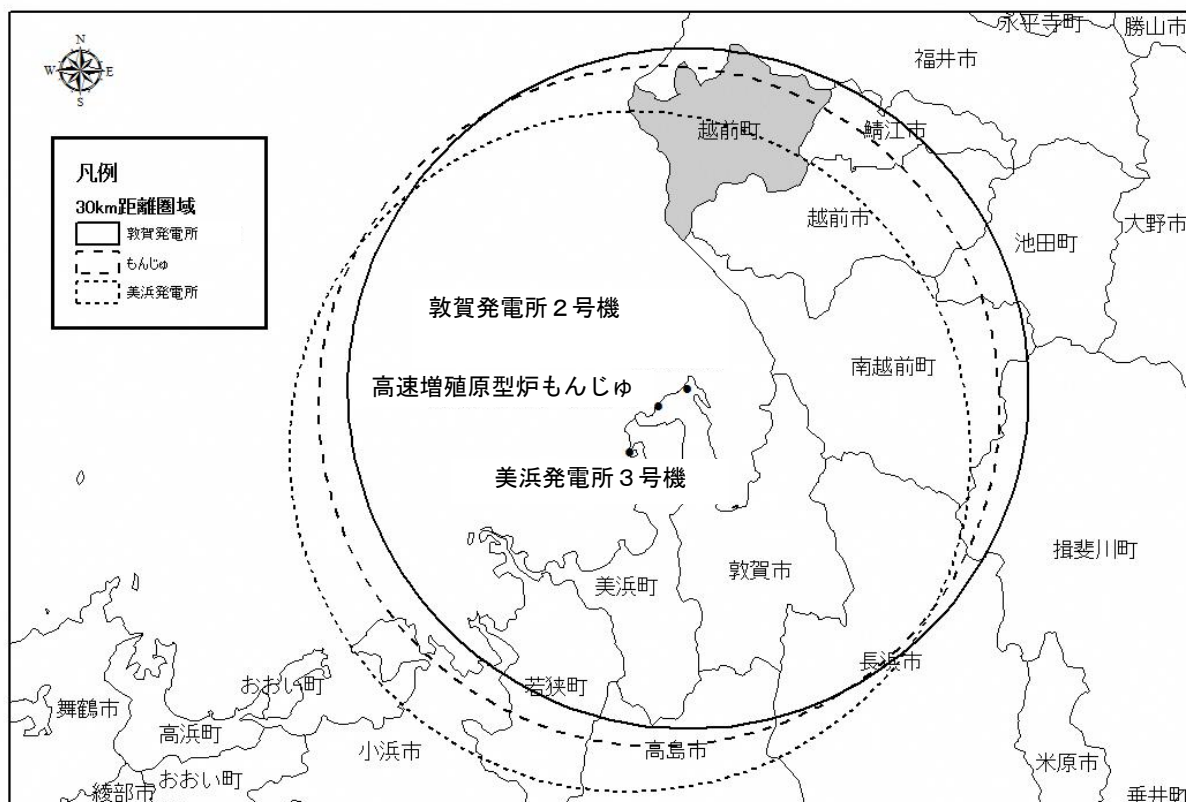
※国際放射線防護委員会（ICRP）

専門家の立場から放射線防護に関する勧告を行う民間の国際学術組織。

[福井県における原子力事業所及び関係市町]

原子力事業所	P A Z 関係市町 (概ね 5 km 圏)	U P Z 関係市町 (概ね 30km 圏)
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、 越前町 、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市
・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀市、美浜町、南越前町、越前市、 越前町 、若狭町、小浜市、池田町、鯖江市、福井市
・ 関西電力(株)美浜発電所 3号機	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、 越前町
関西電力(株)大飯発電所	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、若狭町

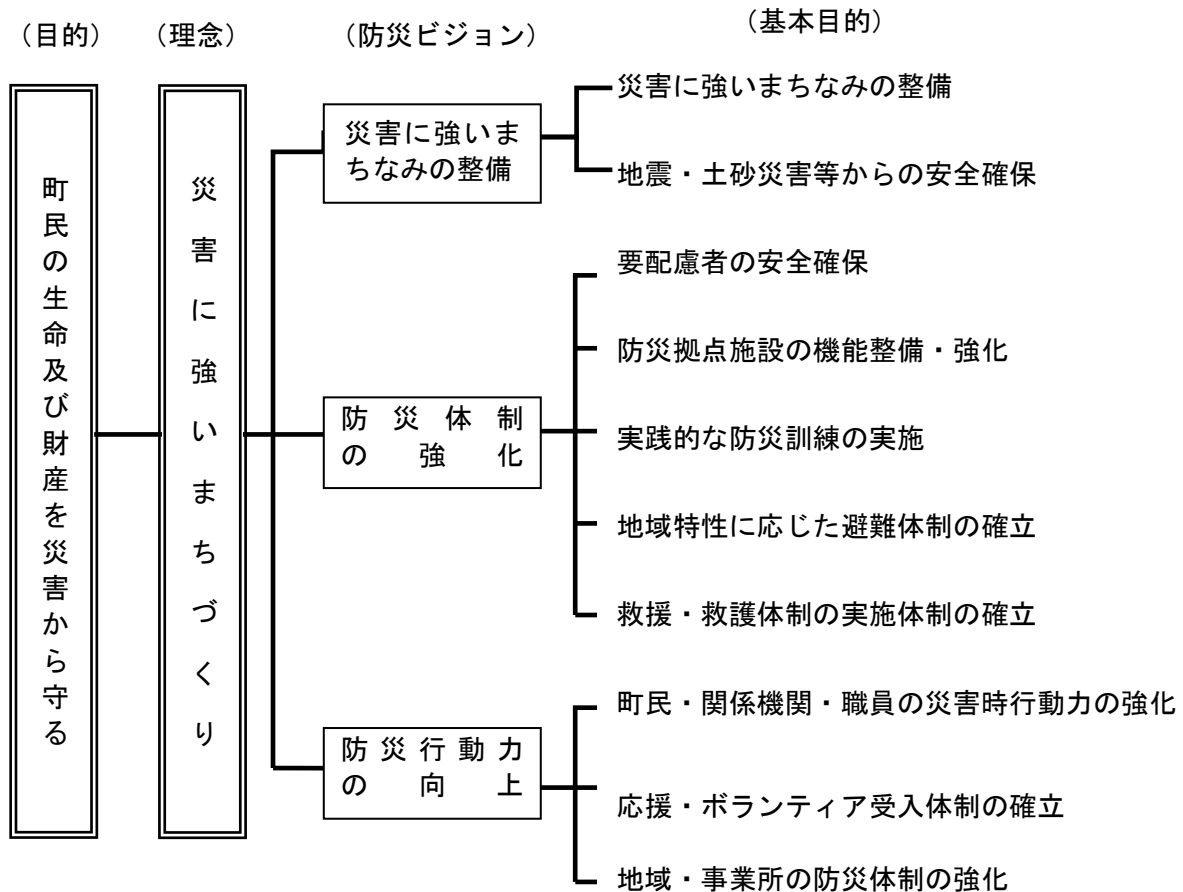
[本町における原子力災害対策重点区域（原子力事業所から概ね 30km（UPZ）の範囲）]



第5節 計画の基本方針（防災ビジョン）

町民の生命及び財産を災害の危険性から守るため、中長期的・総合的な視点のもとに、本町における防災施策の基本理念を「災害に強いまちづくり」とする。

災害に強いまちづくりとして、町は災害に強いまちなみの整備（構造的対策）と防災体制の強化を推進するとともに、防災行動力の向上を図ることで「災害に強いまちづくり」を目指した防災施策を総合的に推進する。



第1 災害に強いまちなみの整備

- 1 災害に強いまちなみ整備
住宅密集地での延焼火災、地震発生時の建物倒壊や落下物などを防ぐ整備を行う。
- 2 地震、土砂災害等からの安全確保
地震発生時の崖崩れや津波、大雨等による浸水、土石流等の災害から安全が確保できるよう、避難施設等の整備を推進する。

第2 防災体制の強化

- 1 要配慮者の安全確保
介助支援等を必要とする要配慮者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施できる環境をつくる。

- 2 防災拠点施設の機能整備・強化
災害が発生した直後の混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える防災拠点施設の機能整備や、緊急物資の備蓄等の強化に努める。
- 3 実践的な防災訓練の実施
実践的な防災訓練を実施することにより、災害時の行動力を強化するとともに、防災活動の検証を行う。
- 4 地域特性に応じた避難体制の確立
各種災害に関するハザードマップの整備を推進し、地域の災害特性に合わせた避難体制を確立する。
- 5 救援・救護対策の実施体制の確立
広域的で同時多発する災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策が実施できる支援体制の整備を推進する。

第3 防災行動力の向上

- 1 町民、関係機関及び職員の災害時行動力の強化
町民、関係機関及び職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限に止めて混乱から素早く立ち直る。また、家族や社会的弱者の安全を守るとともに、地域の防災力を最大限発揮できるリーダーの育成を図る。
- 2 応援・ボランティア受入体制の確立
大規模災害時を想定した相互応援態勢を確立するとともに、ボランティア等による救援活動が適切に行えるよう、関係機関と協力してその受入体制の整備を図る。
- 3 地域や事業所における防災体制の強化
地域や事業所における被害及び負傷者に対してお互いに協力できるよう、町民の自主的な防災組織や、事業所の自衛防災組織等の育成・充実を図る。